

令和7年第17回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和7年9月29日（月）午後 1時30分開会

議場

委員長 根本謙一君
副委員長 星次君

○出席委員（10名）

1番	櫻井幹夫君	7番	小島裕子君
2番	小柴葉月君	8番	星次君
3番	荒川佳一君	11番	鈴木繁明君
4番	山内豪君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	15番	根本謙一君
(16番 大竹惣君 オブザーバーとして出席)			

○欠席委員（なし）

○事務局職員出席者

事務局長	川田佑子君
事務局次長 兼総務係長	小林一成君
主任主査	渡邊純子君

開 会 (午後 1時30分)

○副委員長（星 次君） 午前中の全員協議会、大変ご苦労さまでございました。

それで、このまま引き続きで、議会改革推進特別委員会、第17回を迎えて、審議したいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、開会の挨拶に代えます。

○議会事務局長（川田佑子君） では、委員長挨拶、お願ひいたします。

○委員長（根本謙一君） 改めて、ご苦労さまです。午前中に引き続きということになりますけれども、午後は議会改革推進特別委員会の第17回目の開催となります。改めて申し上げますけれども、この議会改革推進特別委員会、設立されてからまず一番初めに取りかかったのがハラスメント防止条例でありました。皆さんのご協力の下、着実に制定に至りました、1年かけたわけですけれども。その後、議会基本条例の見直し等に入りまして、それもめでたく、皆さんのご協力の下、しっかりした内容の改正、見直しに至りました。特に議会改革推進会議を設置することがしっかり明記されましたので、今後の取組にしっかりした仕組みづくりができたということで、大変すばらしいことであったというふうに思っているところです。何にも増して皆さんの活発な議論の中でしっかり整えられましたこと、すばらしい成果として今後に語られていくのではないかというふうに思っているところです。本日は、この期の議会においては、いわゆるこの任期の議会においては最終回になるのかなというふうに想定されますことですが、最終的な詰めの作業であります2つの案、案件について今日はしっかりと協議をし、審議的に議論をさせていただいて、議長への申入れ書を整えてまいりたいと思っております。お疲れのところ誠に恐縮ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。委員長挨拶に代えます。ご苦労さまです。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（川田佑子君） 3、案件に入ります。

委員長進行でお願ひいたします。

○委員長（根本謙一君） それではまず、（1）の議長への申入れ事項についてということで進めてまいりたいと思います。

まず、事務局のほうから、小林次長のほうから説明をお願いします。

小林次長、お願ひします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 申入れ書を御覧いただきたいと思います。これは、本日の会議が終了次第速やかに議長のほうに申入れしたいと考えている内容になります。

1番、政務活動費に係る関係例規の制定についてということで、政務活動費に係る交付に関する条例、そしてその細部を決める規則、そして行政手続の細かい部分を決めている要綱、この3つを政務活動費の関係する例規ということで策定したいと考えております。この後、条例のほう、例規関係見ていただくようになるのですけれども、北海道の栗山町のほうを参考につくりました。事前にお送りしているので、お目通し済みかと思いますが、この3点を12月の会議に上程したいと考えております、条例ですね。条例制定次第、規則、要綱のほうも制定したいと考えております。

その他の引継ぎ事項についてもあれですか。

○委員長（根本謙一君）　はい。一応。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君）　その他の引継ぎ事項ということで、（1）、傍聴者を増やすため、土日祝日夜間議会の開催の検討、これまで審議してきた中で傍聴者を増やすための取組としてこの辺りも検討したほうがいいだろうということで、議長のほうに申し送りをし、今後議長から議運等に検討するように引き継ぐようになります。

（2）、会津美里町議会災害対策委員会設置要綱の見直しと事業継続計画、BCPの策定、こちらのほう、基本条例の第11条のほうに記載してあったものがあまりにも煩雑で、議会と町のほうのスムーズな移行ができないということで、それを整理したようなBCP計画を策定するということで、これも議長のほうに申入れいたしまして、その後、総務委員会になるのか、委任されるようになります。

（3）、会津美里町議会議員旧姓使用取扱要綱の制定ということで、こちらのほうも事前にこの会議で細かいところまで決めていたところですけれども、しっかりした申入れがしていなかったことから、今回このような形で議長のほうに申入れするということでございます。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございました。

以上のような内容で議長への申入れ書を整えていきたいと思います。

まず、中身について改めて皆さんのご意見等をいただいてまいりたいと思います。まず、申入れ書を御覧になっていただいて、1番目、記の1、政務活動費に係る関係例規の制定についてということで、（1）は交付に関する条例、（2）は交付に関する規則、様式が1から4を含むとなっております。（3）が交付に関する要綱、様式が1、2を含むというふうにしております。これで、皆様にはあらかじめこの内容等を送付させていただいているので、御覧になっているかと思います。この内容等について、一定程度の皆さんのご意見をいただいておきたいと思います。少しでも理解して、これで、この申入れ書でいいでしょうというところまで行きたいので、一定程度のご意見を承っておきたいと。加えて申し上げますけれども、ここで内容等を審議するわけではありません。一応、先ほど小林次長から話ありましたように、栗山町議会の条例を参考にして、美里町に置き換えて一応つくったというところでございますから、内容等の細かい詰めは今後に委ねることとして、一応こういうこともありますので、こういう形でもう、1つ案としてありますのでという形でとどめておきたいというふうに思うわけです。ほかにも、ほかの議会においてもいろいろ交付に関する条例、それから要綱等あるわけですけれども、当然皆さんご存じのように若松市議会があります。ただ、市レベルになりますと、やはり会派制取っているところがほとんどなので、やはり詳細にわたって分かりづらいところがあります。町、町村条例、交付条例を参考にしたほうが分かりやすいだろうということで、先進事例でモデル化されております栗山町議会のものを使わせていただいて、皆さんに提示してあるということでお踏まえおきいただきたいと思います。

それでは、何かご意見等あればいただきたいのですが。

[何事か言う人あり]

○委員長（根本謙一君） まず、（1）、いや、この3つどれでもいいのですけれども、政務活動費に係る関係例規の制定についてのところでの（1）、（2）、（3）、いわゆる交付に関する条例、規則、要綱、これに関してです。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私これ、昨日だか、おとといだか、読んでみたのですが、非常に複雑で分かりにくいなというふうに感じたところであります。それだけです。

○委員長（根本謙一君） 政務活動費の交付に関する条例ですね。

○12番（横山知世志君） はい。

○委員長（根本謙一君） 特に分かりづらいというのはどこですか。今後のために。

○12番（横山知世志君） 第10条あたりが、第10条と第2条、第3条あたりが何かちょっと分かりにくかったのですが、私ばかりでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 第10条は、政務活動費の返還ですよね。

○12番（横山知世志君） はい。

○委員長（根本謙一君） これは、基本的に使わなかつたら返さなければならぬということです。

○12番（横山知世志君） いや、それは分かるのですが。

○委員長（根本謙一君） この第10条については、辞職とか失職、または除名とか議会の解散により議員でなくなった場合にという云々ですから、当然不必要になったわけですので、返さなければならぬということです。死亡の場合は除くってなっていますね。

○委員長（根本謙一君） 意見、何でも、とにかく今出して、意見があったら一応出しておいていただきたいと思います。今後にその旨は生かされますので。

改めて、加えて申し上げますけれども、では活動費はどういうふうに具体的な金額を考えているのだということになりますが、条例見ていただくと分かりますように、年額12万円というふうになっていますよね。ということは、月1万円という計算です。どういうふうに使うかは各議員個人での勉強に資する費用として使えるわけです。規則、要綱等に使途の基準があります。交通費、会議費等ですね。これ十分に活用して、自分の勉強に資するものを得ながら、議会活動、議員活動の中で成果を上げていって、効果を上げていっていただきたいと。ただし、その成果についてはしっかりと町民皆さんに公開しなければならない。もっと厳密に言いますと、報告的に公開していくかなければならないということが当然のごとくあります。

あと、過般この件について審議した際に委員のほうから話出ましたよね。不正受給の事例があつて、住民からの批判にさらされてきた経緯があつて、どうなのだという問題視ですね。こういうことが言われています。政務活動費とは、議会改革や住民自治とつながる問題であるため、成り手不足対策と

も無関係ではないと。しかし、不正受給の事例によって拡大した負のイメージを原因の一つとして、とりわけ住民から距離が近い町村議会で普及しておらず、令和5年7月時点で交付町村数は200か所つてなっているようです。21.6%でということになっています。政務活動費をめぐっては、こうした背景から、その透明性の確保に目が向けられがちですが、1円以上の領収書添付やホームページでの情報公開などの取組が広がっているのもそのためでありますし、最も重要なのは、政務活動費を活用して住民福祉の向上につなげ、その成果を住民に説明することであるというふうに言われております。至極当然のこととして、現今でこれを活用しているところの事例も見ますと、しっかりとそこを踏まえて取り組んでおられるという実態を私も確認しております。

それから、過般に本町と災害協定を結んでおり、災害援助協定ですね、神奈川県の中井町議会としてこちらに研修に来られました。その際の費用は、この政務活動費を使って来られたということで、グループで、グループって、有志で、議会としてではなくて。それで、あと、その中井町の実際の令和6年度の収支報告、これ一覧、皆さんにお渡しました。これネットにもう載っておりました。こういうふうにして使っている。ですから、個人それぞればらばらですよね、お金の使い方は。このように個人でも使っていいし、あるいは有志で、あそこに行ってこよう、ここに行ってこよう、こういうテーマで勉強してこようといういろんなパターンがあるかと思いますけれども、そういう使い方で、ですからランダムです。全費用の中で12万まではこの政務活動費を充てていいですよということですね。返還されたのが2名、中井町にはおられますけれども、これも1つ参考に見ていただければというふうに思います。ですから、お膳立ても全て自分たちでやるということ、議会事務局の手は煩わしません、この場合は。いろんな助言は得ることできるでしょうけれども。細かい内容の詰めについては、今後の条例制定に向けての中で審議されていくことになるかと思います。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 今の年間、これ12万ということなのですけれども、月にすれば1万円ということなのですが、これ例えば二月にまたがる場合については、そのどちらかの月でというか、両方に1万円ずつという形になるのか、今言ったようにまとめて計上しなければならないということになるのか、その点だけ1点だけ確認したい。

○委員長（根本謙一君） 私の知る限りは、1年間トータルでやっているところと、それから半年ごとに報告する、あるいは、それで年間計画で、まずこんなことを考えていますという計画を出してから申請するというやり方もありますし、いろんな取り方があるみたいですね。そこは、今後しっかりと詰めていかなくてはならないと。

○3番（荒川佳一君） 基本的なことについては、今言ったように12万円と、月当たり1万円で、あと内容については今後詰めていくということでおろしいでしょうか。

○委員長（根本謙一君） はい。

○3番（荒川佳一君） 了解しました。

○委員長（根本謙一君） そういうふうにご理解しておいていいかと思います。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） この条例を見ますと、第4条、交付申請なのですが、議員が町長のほうに申請するってなっているわけなのですから、だから政務調査費の予算につきましては町長部局のほうで計上して、議会では計上しないということによろしいのですか。

○委員長（根本謙一君） いや、これは政務活動費は議会で計上することになります。

○5番（長嶺一也君） 議会で計上するけれども、申請は町長にやるという、議長ではなくて。

○委員長（根本謙一君） 申請は、お金を出してもらうわけですので、町長宛てにその申請を出すということになる、議長を通じてね。

では、局長からちょっと説明していただきます。

○議会事務局長（川田佑子君） 議会費のほうに予算は計上することになります。ただし、予算執行は議長名で執行するわけではないので、なのでそこは町長名で執行するようになりますので、町長宛てに請求を上げていただくような形になるかと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 今の事務フローは分かりました。この第4条の第1項を見ますと、毎年度4月30日までに申請というふうに書いてあるものですから、申請しなかった場合は1年間の政務活動費を放棄したという理解になってしまふのですか。そういう理解によろしいですか。

○委員長（根本謙一君） 申請しないのですから、そうでしょうね。でも、基本的には全員で申請することになろうかと思います。要らないということになることはまず想定していませんから。勉強していきましょうということですので、いや、私は要らないということはまずあり得ないということを言っていいのかどうか。基本的にはもう全員が申請書を出しておくと、それによって年間12万円の、1人当たり12万円の額が予算化されていくということです。結果として年度末でこれだけ使いましたと、政務活動費としてはこれに当たります、領収書はこれですというのを全部整えて、支払い請求を出すということになります。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） ということは、今の話は、12万を申請するということですね。例えば自分が計画して、これとこれというふうな申請ではなくて、一括して当初に申請するということですね。

○委員長（根本謙一君） はい。

○12番（横山知世志君） なるほど。分かりました。

○委員長（根本謙一君） 最終的には収支報告書で、こういうふうなことで、領収書を添えて、実質の支払いを求めるということです。大いに活用していっていただきたいと思います。

小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 第6条の2行目なのですけれども、四半期ごとにと書いてあるのですが、こ

の四半期ごとにという取扱いなのですね。1年間まとめての収支報告にするのか。「政務活動を行ったときは、四半期ごとに」って書いてあるので、行った都度ごと、その四半期ごとに精算をしていくのかという部分がちょっと分かりにくい。

○委員長（根本謙一君）　ここではそうですよね。四半期、だから3か月ですか。3か月ごとにと。ですから、いつ使うか分からぬといふうにしているのかなと思いますけれども、これは今後の、一応参考のものですから、栗山はこういう使い方をしていると。

○7番（小島裕子君）　分かりました。

○委員長（根本謙一君）　ここで具体的な、本当に緻密な審議をするとなると、もう少しそれがよその事例も含めて勉強してからかかるないとということ。この資料だけで、我々だけで全てを理解するというのはなかなか厳しいところがあると思いますので。今後は、そういうことも必ず必要になってくるかと思います。

では、小林次長のほうからよろしくお願ひいたします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君）　すみません。今の小島委員さんの質問に対してなですけれども、この政務活動費の受領してから請求、交付までの流れなのですけれども、簡単に説明いたしますと、最初12万円とします。12万円請求、使いますよという申請をしてもらいます。それに対して交付決定というものを受けます。12万円満額使えるよとなります。その後に四半期ごとに、基本四半期ごとに行った場合は請求していただいて、その都度交付、また残額あったらその都度交付、ただその前、前の4分の3四半期というのですか、前に使っていないときには、一番最後の4分の4あたりで全額使った場合にはそれで請求して、交付というような、そういった流れで精算といふうになります。

○委員長（根本謙一君）　小島委員。

○7番（小島裕子君）　ということは、結局議員の前払いみたいな感じで、結局精算しますよね。政務活動した場合に、宿泊費なり交通費なりは、支払いを議員があらかじめ立て替えておくと。その負担を軽減するために、四半期精算というような形があれば、負担が少なくなるというか、そういった感覚でしょうか。

○委員長（根本謙一君）　小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君）　そのとおりでございます。議員さんの立替えになりますので、1年間まとめて12万というのは大変でございますので、四半期というような取決めでやったほうがいいかがでしようかというような案でございます。

○委員長（根本謙一君）　鈴木委員、どうぞ。

○委員長（根本謙一君）　はい。

ほかいかがでしようか。こういう案で一応議長に申入れ書として送っておくと。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私は、そもそもこの活動費については好ましくないのではないかなどという批判的ではあったのですけれども、これを見ますと、規則、要綱も見ますと、申請様式とか、決算報告の様式がまだ記載されていなかったわけなのですが、これ、そういった様式等につきましてはこれからということでおろしいのですか。

○委員長（根本謙一君） もちろんそういうことになります。全てをしっかりと確認しながら整えたということでなくて、栗山町議会のものをまず活用して、整えて、案として出しておくと。正式に内容の審議は今後に委ねられるということでございます。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） では、この12万円、1人12万円に係る予算の財源はどこから持ってくるのですか。

○委員長（根本謙一君） いや、これは当然町の予算、財源です。

○5番（長嶺一也君） ということは、町の事業の、ある事業の予算を削って、それを議会を持ってきて、それで12万、1人12万分を確保するということですか。

○委員長（根本謙一君） いや、いやというか、それは考えていませんというか、この予算を削って、これに充ててもらいたいとか、そういうことまでは言つていません。ただ、先日、先日って、議会、9月19日終わりましたね、閉会後。提言書、決算特別委員会の提言書、それから各常任委員会の提言書を持って町長室にお邪魔しました。議長と私、正副議長と決算特別委員会委員長、それから産業教育常任委員長と、それから総務厚生常任委員長でお邪魔して、提言書を出した後に、この政務活動費、来年度の予算化にぜひご協力を、ご理解をいただきたい旨お話ししてきました。そこで町長としての返答は、当然調査研究するにはお金がかかりますよね、それは十分理解できますって、しますって、ぜひそういうことで勉強していただきたい旨のお話はいただいてきましたので、予算化については町長部局からの了承してもらったというところまでは言えないところはありますけれども、一定程度のご理解はいただいたというふうに踏まえていますので、その点については今後、所管課との当然調整は必要になってくると思います。

そして、ちょっと先走った話になって恐縮ですけれども、いわゆる来期の議会は議員が3人減になります。当然その分、1,000万円ですから、現在よりも削減されるということはまさに事実でありますから、そこの中からとか云々という、そこまで言っていいのかどうかはちょっと差し控えるべきことかもしれませんけれども、そういう意味ではそんなに財源どこからというような問題意識は持たなくともいいのかなというふうに思っています。まさにこれを使って住民福祉の向上に資する勉強を我々はするのだということからすると、町民、住民の皆さんのご理解は得られるのではないかなど、当然成果報告もセットということになりますけれども。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私、予算査定をする場合、予算の査定官であった場合は、3名分の人物費は

当然減税だよね、その3名減の人物費を新たな事業に持っていくことはできないよねというような評価だと思うのですけれども、なので財源はどうするのですかって聞いたまでで、行政視察の旅費等を充てるとか、そういうことも視野に入っているのでしょうか。

○委員長（根本謙一君）　いえ、一切それは視野に入っていないというか、そんな議論をしたことはありません、それは。当然議会として必要だという、そういう認識の下に執行部に当たると、執行部と調整させていただくと、ただそれだけです。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君）　では、そういう予算の心配は、我々はする必要はないということでいいのですね。

○委員長（根本謙一君）　私、委員長としては、その心配はする必要ないと思います。町民福祉の向上に資するための勉強をするための費用をぜひ執行部として予算化していただきたいという申出すると。さきの高沖先生の研修でも先生のほうから話ありましたように、執行側が認めないとあっても、議決権は議会であるのだから、独自に議決してでもこれはしっかりと確保すべきではないですか、そこまで議会は権限ありますよというところまで助言を得た経緯があります。皆さんができる受け止められたかは分かりませんけれども、あれは本当に重い提起だったというふうに思います。

○5番（長嶺一也君）　分かりました。

○委員長（根本謙一君）　いずれにしても、今度の正式な町執行部との折衝、交渉、調整に係ることだと思いますので、そういうことで現時点では踏まえておいていただければというふうに思います。

小林次長から補足的にお願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君）　長嶺委員の1点目の様式の点に關係するのですけれども、様式は現在もう準備してございます。あと、そのほかに使途基準運用指針ですか運用マニュアルというのは必要になってくると思いますので、その辺りも準備したいと考えております。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　様式の点については今の説明のとおりでありますので、ご理解ください。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君）　すみません。もう一点よろしいでしょうか。先ほど委員長の説明の中で条例は12月会議でやるということだったのですけれども、今長嶺委員の話を聞いて、予算の関係もあるので、3月になる、一緒に予算の関係と併せて、3月になるのかなと思ったのですが、12月でよろしいのでしょうか。

○委員長（根本謙一君）　条例化は早くしておかないと、予算化することは、その根拠づけが必要ですよね。もう11月には予算化されていくわけです。申請。ですから、遅くとも12月議会で条例化をしておかないと、条例制定しておかないと、その根拠が明確にならないことでの考え方です。12月会議制定を目指していますけれども、もしも無理な場合は1月会議までということもあり得

るのかもしれませんけれども、まずは12月会議を目指してしっかり整えていくということで考えるべきだと思っています。

○3番（荒川佳一君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） ほかありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） では、この条例、規則、要綱については一応こういう案で議長に上げておくということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

櫻井委員、ありますか。

○1番（櫻井幹夫君） ありません。

○委員長（根本謙一君） 了解しました。

では、1番目の政務活動費に係る関係例規の制定についてのところは終わりたいと思います。

次、2番目のその他の引継ぎ事項についてです。（1）、（2）、（3）、一定程度の説明を小林次長のほうからいただきました。この3点について何かありましたら。これも新しい議会になって速やかに取り組んでいかれるべき内容かなというふうに考えております。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） まず、（1）なのですけれども、傍聴者を増やすためということで、これ、この前の意見交換会でも、土曜にとか祝日、深夜とは言っていたかったと思うのですけれども、土日祝日の会議を開催してほしいというような意見もあったものですから、私は（1）の開催を検討するということは必要かと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） いずれにしたって、この3点は議長に申入れしましょうということで皆さんの合意はもらっていますので、今は確認の意味でのことです。内容の詰めはどうするのだと。過去に1度かな、実施したことはあるのですけれども、それが1度きりで終わってしまった理由は何かというところも、そんなに詰めた話は今まで議論がされておりません。私の頭の中に、こういうことだったのだなというのはありますけれども、ここでそれは出す必要はないかなと思っています。今後の実際に検討する際に、しかるべきそのときの経験的なものを披露する場があれば、そのときお話しできまし、それを待ちたいと思いますけれども、いずれにしてもこの内容で議長に申入れしてよろしいでしょうかという確認の今日は協議になりますので、そういうふうにご理解ください。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） そうであれば、（1）から（3）、これを上程するということで私は異議ございません。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） BCPの件なのですが、事業継続計画ってなっているわけなのですけれども、議会に事業継続って、事業という言葉がなじむのか、私ちょっと違和感があるなと思ったのですが、BCP自体が事業継続だから、致し方ないですね。

○委員長（根本謙一君） はい、そうだと思いませんけれども。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） このBCPについては、総務厚生常任委員会のほうからも議長へ申入れ書が上がってきているようです。速やかに取り組まれることということで。当然この特別委員会の中でも、フローチャートがとても複雑で、いざというときにこのとおりにちょっといくには難しい面もあるということも皆さんで確認し合いましたので、そういう内容も含めて、町で持っているBCPと整合性を取った議会としてのBCP、これをつくる必要がありますねというところでの議論の内容であったというふうに思います。ですから、いずれにしても内容までは今回は入りませんけれども、速やかな調査検討をすべきであるというところの申入れであります。ですから、この特別委員会と総務厚生常任委員会の行政視察に係る提言書と申入れ書、大変重いですし、両方から出てくるということは速やかな制定が望まれるということだというふうに思いますので、大変重要な成果に結びつければというふうに思っています。

ほかありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） なければ、ではこの3点、議長に上げるべき事項として決定したいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） ありがとうございました。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

では、次の案件に参ります。（3）の今後のスケジュールについてです。

では、事務局のほうからお願ひいたします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） （3）、今後のスケジュールについてでございます。本日9月29日でございまして、10月に入りましたらすぐに議長へ申入れを行います。11月から予算入力のほうが執行部のほうで始まりますので、それに合わせて、今決まりました案、12万円ということで予算のほう入力のほうを進めます。12月会議において政務活動費の交付に関する条例上程と記入したのですが、先ほどの荒川委員からご指摘のあった3月会議の上程ではないかということ、先ほどの質問ちょっと考えたところ、やはり町執行部のほうでも、補助金とか、新しいものを制定した場合には3月の予算に議会に上程するというのが通例でしたので、その辺りちょっと確認させてください。

申し訳ございません。確かに3月議会上程というのが本来の在り方だなというふうに今思ったところで、申し訳ございません。こちらちょっと確認いたします。何らかの形で報告したいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） では、今小林次長からの補足的な説明がありました。

そのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

このスケジュール感で今後進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） 異議なしと認めます。では、このように進めてまいります。よろしくお願ひいたします。

次、（4）、その他でありますけれども、何かありましたら。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの（2）の例規についてでちょっと言うのを忘れたのですが、条例、規則、要綱を見ますと罰則規定がなかったわけなのですが、これにつきましてはもう議員の性善説に立って、不適切な支出はしないという前提の下の条文のつくりということでおろしいですか。

○委員長（根本謙一君） そこまで詰めた話はしていませんけれども、そもそもそんな罰則規定なんてないところが多いですよね。いずれにしても、この案でやってくださいではなくて、これが一つの例として議長に上げるだけですので、中身の審議はこれから、今後になります。そういうことで踏まえておいていただきたい。それから、しかるべきときにそういう問題提起もされる場がしっかりと作られると思いますので、今の点はこの特別委員会の会議の中でも出たということで記しありますので、そういうことで今のところはとどめておいていただければというふうに思います。よその事例からしましても、チェック体制がしっかりとていれば、そこは罰則に当たるような使い方をされるとはちょっと想定しにくいところはありますよね。でも、絶対あり得ないというのは思いたいですけれども、100%ないのだということを言うこともできないこともあるかと思います。でも、今の問題提起はまた踏まえておいていただければというふうに思います。

その他でほかありませんか。冒頭の挨拶で申し上げましたように、今回、第17回で本当に最終回というふうになりますから、今までの特別委員会の中でいろいろ感じてこられたこと也有って、これだけは言っておきたい等、何かありましたら出していただいてもいいですし、今後に資するような意見としていただくようなことがあれば、しっかりととどめておいて、議長の申入れの中にも上げることもできますから、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょう。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 間もなく改選になるわけでありますので、この特別委員会、一旦ここで閉めるのか、それともこのままの形で新しい構成の中で続けていくのか、そこら辺のその考えをお願いします。

○委員長（根本謙一君） 規定上は、この任期が終われば自然消滅という形になります。ですから、それでいいのかなというふうに思っています。今後、任期中に、もしもの何か緊急会議が必要な場合もあるかもしれないということも想定すれば、わざわざここで、ではこれで全て終わって解散しますというのがわざわざやっている必要はないかなというふうに思っておりますし、法定上は自然消滅、任期が終われば自然消滅ということになりますので、それでよろしいのではないかなと思いますけれども、皆さんのご理解もこのことで共有しておければ幸いですが、いかがでしょう。自然消滅だということです。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） では、そういうことで認識を共有したいと思います。

ほかなかつたら。ないですか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） では、事務局のほうから何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） 事務局のほうからもないということなので、大きい4番、その他になりますが、その他、その他と続いて大変恐縮ですけれども、なかつたら。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） ここで、議長から総括的なオブザーバーとしてのご意見をいただきたいおきたいと思います。17回にわたってご出席をいただいて、本当に忙しい中ありがとうございました。最後にお言葉をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

大竹議長、お願ひします。

○議長（大竹 惣君） それでは、皆さん、今回、特別なことがなければ最終回ということで、17回にわたる本当に長い間、大変お疲れさまでした。

この議会改革推進特別委員会の設置のときに、ハラスマント防止条例の設置と議会基本条例の見直しを、これを行うということで始まったと思いますけれども、こちら、どちらもしっかりとみんなが熟議を重ねた上で結果を出していただいて、そして議会運営委員会のほうでも議会改革についても進めていただいて、我々もう少し改選を迎える時期でありますけれども、自信を持ってこの改選に当たれるのではないかと思っております。皆様のご協力、本当にありがとうございます。

また、本日話し合われました申入れ事項につきましても、これしっかりと次の議会につなげられますように、私もしっかりとこれに当たっていこうと思っております。特にB C Pの話とかは、総務厚生常任委員長のほうからも申入れありましたので、先日、それこそ昨日、おとといで那須町のほうに

行って、交流会も参加して、那須町の交流都市の一つにちょうど葉山町もいらっしゃったので、葉山町の議長ともちょっとお話しして、B C Pの視察の件でお礼がていろいろお話をさせていただいて、ちょっと情報交換などもさせていただきました。やはりこれから、これ、特に今会津美里町の災害対策マニュアル的な、その実施要綱ですか、それがちょっとといまいち実情に合わないのではないかという部分も問題提起がありましたので、この機会に、次の議会ではこのB C P設置も必要ではないかと私も考えております。その他の部分につきましても、これはやはり議会の改革、例えば旧姓使用の話でも、若い女性、様々な世代の方々が参画しやすいような議会づくり、これもしっかりと行っていくのが我々の責任だと思っておりますので、引継ぎ事項についてもしっかりと次の議会に引き継げるよう力を尽くしてまいりたいと思います。

それでは、皆さん、今まで大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○委員長（根本謙一君） 大竹議長、ご丁寧なご感想をいただいて、恐縮でした。ありがとうございました。

○副委員長（星 次君） それでは、改めまして、以上をもちまして第17回の議会改革推進特別委員会を閉会したいと思います。どうもご苦労さまでした。

閉会（午後 2時30分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年9月29日

委員長 根本謙一

書記 小林一成